

令和6年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業

府省名	厚生労働省	公開プロセス開催日		6月17日(月)				
令和5年度事業番号	事業名	令和5年度補正後予算額(単位:百万円)	令和6年度当初予算額(単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
① 003-01	ドクターヘリの導入促進(統合補助金分)	8,669	9,509	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	ドクターヘリを導入した都道府県、又は都道府県の要請を受けてドクターヘリを導入した救命救急センターに対して、運行経費等の財政支援を行うことで、ドクターヘリの導入を促進する。	予算額が年々増加しているところであり(事業開始年度の平成13年度は4.7億円、平成25年度は44.8億円)、事業の効果や効率性を今一度検証する必要があるため。	・年々予算額が増えていることから、事業の効果や効率性の検討をすべきである。 ・事業の効果や効率性を適切に把握するためのドクターヘリによる搬送の有効性に関する成果指標を検討すべきである。 ※現行の成果指標 ドクターヘリによる搬送件数	
② 116	医療情報セキュリティ等対策経費	3,699	100	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの	以下の事業を通じて、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図る。 ① 医療情報化人材育成事業(令和6年度当初予算額:0円、令和5年度当初予算額:1,420千円) 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材を育成するため、「病院情報システムの構築方策」、「地域医療連携の確立方策」、「医療安全を考慮したシステム運用」、「システムのセキュリティとプライバシー保護」、「医療分野のIT化のための目標を達成するための計画策定方策」等について研修を行っている。 ② 医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業(令和6年度当初予算額:100,460千円、令和5年度当初予算額:100,460千円) 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今、国内の医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃被害が増加(ランサムウェアにより、長期にわたり診療が停止した複数の事例が発生)したことから、医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図る。 ③ 医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業(令和6年度当初予算額:0千円、令和5年度補正予算額:3,597,000千円) 医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備等を実施する。	医療DXの推進に向けた取組を加速する中、医療機関におけるサイバーセキュリティのリスクが高まることはあつてはならず、また、医療はその機能が停止・低下した場合に国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れがあり安全保障の観点からも、今一度、事業の実効性を検証する必要があるため。	・医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業は、現在、サイバーセキュリティ対策にかかる啓発コンテンツを作成し、意識の啓発を図る等の取り組みを行っているが、より効果的・効率的な手法がないか検討すべきである。 ・医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業の成果がもたらす効果の検証及び受講後の実態把握等、成果をより適切に評価することができる成果指標を検討すべきである。 ※現行の成果指標 研修受講者数	全体としては目標未達成となるものの、今回の論点となる「② 医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業」については、令和4年度は達成(達成率585%)、令和3年度も概ね達成(達成率99.6%)となっている。
③ 411	国民健康・栄養調査委託費	181	301	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの	国民健康・栄養調査は、国民の身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにするために、国民生活基礎調査から無作為に抽出された300単位区内の世帯(約6,000世帯)及び当該世帯の1歳以上の世帯員(約15,000人)を対象に、毎年11月に実施されているものであり、国は、健康増進法第13条に基づき、調査の実施に関する費用を負担する。 なお、令和6年度調査については、「健康日本21(第三次)」のベースライン値を得るとともに地域ごとの状況を把握、比較分析し、各課題に必要な対策を迅速に実施することができるよう、調査規模を通常調査年より拡大して実施する。	令和5年度行政事業レビューにおいて、「活動実績が低調に推移している要因を分析し、執行率の改善を図ること。」と指摘を受けているところ、これに対し、有識者や自治体の意見も踏まえ、協力率(執行率)を高めるための調査の方針を令和5年度内に検討する旨回答を行っている。 そこで、その検討内容について確認するとともに、今後、本事業の効果測定を確実に進めていくため、現在の成果指標が当該事業を成果を判断するために適切な指標となっているか検証する必要がある。	・令和5年度に行った執行率を高めるための調査の方針の検討内容が適切なものとなっているか。 ・現在の成果指標を見直し、調査で得られた知見が政策の企画・立案に活用されたかどうかを測定できるような指標の設定を検討する必要があるのではないか。 ※現行の成果指標 (当該調査の)報告数	令和3年度の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止。令和4年度の調査結果は今後公表予定。
④ 159	保健所等におけるHIV検査・相談事業	288	288	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの	保健所等における、HIV・エイズに関する検査及び相談を希望する者に対して、夜間・休日等の利便性に配慮した個別相談及び無料匿名のHIV抗体検査の実施等に関する費用を補助する。	平成24年度公開プロセスの評価結果を受けて、一律的な補助ではなく、検査・相談の実施形態や件数を考慮した補助形態の導入等の見直しを行った。 新型コロナウイルス感染症発生後の令和2～4年度は、新規HIV感染者及びエイズ患者の年間報告者数は減少傾向にあるが、令和元年度以前は横ばい傾向にあったことを踏まえ、その実施状況を検証し、無料・匿名によるHIV検査を夜間や土日等々でも実施しニーズに応じているところ、さらなる利便性の向上及び検査拡大に向けて実施方法を必要に応じて見直す必要があるのではないか。 ・本事業は「HIV感染の早期発見・早期治療と感染拡大の抑制」を目的として掲げていることから、効果測定を確実に進めていく必要があるが、現在の成果指標を見直す必要があるのではないか。 ※現行の成果指標 ・短期アウトカム:保健所等におけるHIV抗体検査件数と相談件数の合計 ・長期アウトカム:新規HIV感染者及びエイズ患者年間報告数		

令和5年度事業番号	事業名	令和5年度補正後予算額 (単位:百万円)	令和6年度当初予算額 (単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
⑤ 439	麻薬・覚醒剤等対策事業	117	181	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	麻薬・覚醒剤等の危害を国民に周知するとともに、その撲滅を図るため、以下の事業を実施する。 1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 2. 野生大麻・けしの除去 3. 国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催 4. 再乱用防止対策講習会の開催等	覚醒剤事犯における検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者は約7割と高い水準にあり、再乱用防止対策を強化することは喫緊の課題となっている。 薬物再乱用防止対策の取組の一つとして、地方厚生局麻薬取締部に再乱用防止支援員を配置し、保護観察が付かない執行猶予者(※)に対して、再乱用防止対策プログラムを行っており、令和4年においては、新規参加率:81%、定着率:91%と高水準を保っているが、再犯者率が依然として高い水準となっていることから、同プログラムを含めた再乱用防止対策について、効果的な事業の実施方法を検討するとともに、成果目標が本事業の効果を判断するために適切な指標となっているか検証する必要があるため。 (※)保護観察が付いた者に対する保護観察所における薬物再乱用防止プログラムについては、法務省の所管)	・令和4年においても、覚醒剤事犯検挙者における再犯者の割合が依然高水準にあることから、薬物再乱用防止対策について、より効果的な事業の実施方法を検討する必要があるのではないか。 ・本事業の効果を判断するため、現在の成果目標が適切であるか検証する必要があるのではないか。 ※現行の成果指標 薬物相談を担う職員や一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上	
⑥ 506	労災特別介護支援事業経費	1,815	1,888	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	国が全国8カ所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。	平成26年度以降の活動実績(入居率)が当初見込みで達しておらず、やや減少傾向にもあることから、利用者のニーズが事業内容に適切に反映されているか、施設が十分に活用されているか、また入居率の向上に向けてどの様な取組を行う必要があるか検証する必要がある。 また、事業開始後から大きな変更はなく、事業の実施方法や予算規模が適切なものとなっているか検証する必要がある。	・活動実績として掲げている入居率が目標に達していないことについて、介護サービスが必要な者に対して周知が行き届いているか、また、入居率の維持・向上のために適切に取組を行っているのか。 ・労災特別介護施設の在り方について、他の障害者支援施設や介護保険施設も存在する中で、国が保有する施設を利用した滞在型介護サービスという実施方法が効率的かつニーズを踏まえたものとなっているか。	
⑦ 567	就職氷河期支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施	1,899	1,970	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	就職氷河期世代であって、不安定な就労状態にある者一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別の支援計画を作成、同計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。	事業開始から約5年が経過しており、これまでの実績・効果、支援対象者の変化等を検証するため。	・就職氷河期世代に対する集中的な支援期間の終期は令和6年度末であるが、支援を要する者は令和7年度以降も継続して存在する中で、今後の支援手法や体制についてより効果的なあり方を検証する必要がある。	
⑧ 652	建設労働者育成支援事業	480	477	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの	離転職者、新卒者、学卒未就職者等について、型枠工等不足する技能者に係る職業訓練から就職支援まで(訓練生募集、座学・実習の実施、傘下企業等への就職支援等)パッケージとして実施。	近年の震災・災害からの復旧・復興や高度経済成長期のインフラ老朽化への対応等建設需要はより一層高まる見込みであり、建設業就業者の高齢化の進行や若年就業者の減少により今後ますます人手不足となることが見込まれる。 このため、引き続き建設人材確保・育成が重要と考え、令和7年(2025)度も本事業を継続したいと考えているが、より効果的な事業実施を行うためこれまでの効果を検証し事業の見直しを行う必要がある。	・予算・執行額に対する訓練修了者数の割合が減少傾向にあるため、訓練受講者の確保方法の見直しや、事業のニーズ・継続性について分析すべきではないか。 ・本事業は業界団体等に訓練から就職支援までをパッケージで委託することにより、傘下企業等へのスムーズな就職を実現させることが特徴的な事業であるが、その就職率の水準については、就職支援の状況を分析した上で目標設定を見直す余地があるのではないか。	
⑨ 596	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)	543	421	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。 ・企業向けにテレワーク時の労務管理等のポイントなどを紹介するセミナーやテレワークによってワーク・ライフ・バランスを実現する先進企業等の表彰の実施 ・テレワークに関する企業等からの相談対応及びコンサルティング等の実施 ・中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成	ポストコロナにおいて実施する内容が政策目的の達成手段として適切なものとなっているか検証する必要があるため。 助成事業の執行率が低調であり、国民や社会のニーズに即した内容となっているか、また予算規模が適正であるか検証する必要があるため。	・ポストコロナにおいて実施する内容が政策目的の達成手段として適切なものとなっているか。 ・人材確保等支援助成金(テレワークコース)の執行率が低調なことについて、要因分析がなされているか、手続き、助成内容等は適切なものとなっているか、また、予算規模は適切か。 ・長期アウトカムについて、本事業の効果を検証するため、どのような成果目標を設定すべきか。 ※現行の成果指標 長期アウトカムは政府全体のKPIの設定が検討段階だったことから未反映	
⑩ 518-7	両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)	117	93	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受ける労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に合計5日(回)以上利用させた中小企業事業主に対して助成金を支給する。また、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、現職に復帰させ3ヶ月以上継続勤務させた場合には加算額を支給する。	不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあると考えられ、仕事との両立に向けた環境整備は重要課題であるものの、本事業の執行率及び活用実績は極めて低調である。 そこで事業の適切な周知活動が行われているか、また、不妊治療中の労働者の多くはそのことを職場に伝えていない割合が高い中、企業や労働者に対する意識啓発をどのように行っていくべきか、検証する必要がある。	・企業や労働者において本事業の認知が不足していないか検証を行うとともに、本事業に関する周知方法の改善等を行う必要があるのではないか。 ・その際、企業の取組が進むよう、企業や労働者に対する環境整備に向けた意識啓発の観点が必要ではないか。 ・本事業の効果を検証するため、アウトカム指標として、どのような成果目標を設定すべきか。 ・予算規模は適切か。 ※現行の成果指標 本助成金の支給対象となった労働者の継続就業の割合	
⑪ 669	生活保護に関する調査事業	147	110	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(以下「被保護世帯」という。)等の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等のための資料を得ることを目的として統計調査を実施。 ① 社会保障生計調査:被保護世帯約165万世帯のうち約1,100世帯を抽出し、被保護世帯から毎月、家計簿(日ごとに品目や支出額等を記入)を提出させ、収支等を細かく調査している。 ② 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査:一般世帯として国民生活基礎調査の所得票の調査対象世帯のほぼ全て(約32,800世帯)と、被保護世帯として社会保障生計調査の調査対象世帯の全て(約1,100世帯)を対象に、普段の生活状況や耐久財の保有状況等を調査している。	本事業(① 社会保障生計調査及び② 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査)は、生活保護基準の改定等の生活保護制度の企画運営等のために必要な基礎資料を得ることを目的として実施しているものであるが、直近の生活保護基準の検証に関する生活保護基準部会の報告書(令和4年12月)においては、「『社会保障生計調査』及び『家庭の生活実態及び生活意識に関する調査』については、サンプルサイズの小さい世帯類型が生じてしまうことなどのデータ上の制約があったことから、調査項目や標本の抽出方法など、各調査の改善に向けた課題がある」との意見を踏まえ、今後の生活保護基準の検証に向けて、調査方法等を検討する必要があるため。	・自治体の負担等を踏まえると、直ちに調査世帯数を増やすのは困難であるが、部会の報告書の意見を踏まえ、今後の生活保護基準の検証に向けて、標本の抽出方法の見直しなどを検討する必要があるのではないか。 ・本事業の執行率は、調査対象自治体における外部調査員の活用度合いによるところが大きいと、より効率的な事業の実施方法を検討すべきではないか。	

令和5年度事業番号	事業名	令和5年度補正後予算額 (単位:百万円)	令和6年度当初予算額 (単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
⑫ 678	生活困窮者自立相談支援事業等 (生活困窮者自立相談支援事業費等負担金関係)	16,723	12,460	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの	生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を構築することにより生活困窮者の自立の促進、及び被保護者の就労の支援に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより自立の促進を図る。 ・自立相談支援事業:生活困窮者の自立に向けた継続的な支援、地域ネットワークの強化などの地域づくりを実施 ・住居確保給付金:離職等により経済的に困窮している者に対し、安定した住居の確保と自立を図るため給付金を支給	本事業は、地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的として実施しているものである。 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する部会の報告において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等への課題が指摘されており、効果的な事業の実施方法等を検討するにあたり、成果指標が本事業の効果を判断するための指標として適切かどうか検証する必要があるため。	部会等の報告を踏まえた、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」において、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置等を講ずることとしているが、成果指標は本事業の効果測定にあたり適切なものとなっているか、改正を見据えて検討するべきではないか。 ※現行の成果指標 ・自立相談支援事業利用者のうち就労・増収した者の割合 ・住居確保給付金の受給者のうち、離職・廃業等による者の常用就職した者の割合	
⑬ 730	戦傷病者福祉事業	574	182	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	戦傷病者やその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集及び保存することにより、次世代にその労苦を継承する。	本事業は、戦傷病者とその家族等が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に継承することを目的とし、平成18年からはしょうけい館(戦傷病者史料館)を運営し、戦傷病者とその家族等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報の収集、保存、展示を行っているところ。 令和7年に戦後80年を迎えるが、戦傷病者遺族が高齢化する中、当時の記憶が風化するのではないよう次世代継承の今後の在り方を検討するとともに、史料館での展示に加えてオンラインコンテンツの導入も進めていく中、今後の事業の実施方法について検討する必要がある。 また、平成28年度以降、公募の参加者が1者となっていることから、国費の効率化を図るため、競争性の確保に向けた方策を検討する必要がある。	・しょうけい館において、常設展示の他、語り部活動、学校などへの実物資料の貸出等を実施しているが、しょうけい館の認知度が十分とはいえない現状において、若い世代に向けたより効果的な次世代継承の方策を検討する必要がある。 ・史料館での展示に加えてオンラインコンテンツの導入も進めていく中、今後の事業の実施方法について検討する必要がある。 ・平成28年度以降、同一の事業者にしょうけい館の運営を委託していることから、効率的な予算執行となっているかの検証、競争性の確保に向けた方策の検討をする必要がある。	
⑭ 775	障害者自立支援機器等開発促進事業	110	124	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの	障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。このため、ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行うとともに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。	本事業は、障害者の自立支援機器の開発(実用的な支援機器の製品化)が進んでいない状況にあることから、開発、ニーズ・シーズのマッチング及び人材育成の取組にかかる経費の補助を行うものであるが、事業開始後10年以上が経過し、障害者等のニーズを反映した実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及を促進するという事業目的に対して製品化した機器の普及に関する課題等があり、適切な事業の実施方法となっているか成果目標と併せ、検証する必要があるため。	・製品化後における販売継続の状況が改善するよう、より効果的な事業実施の手法を検討する必要があるのではないかと。 ・現在の成果目標は例年達成されているが、事業目的の達成状況を評価する適切な指標になっているか。より適切な成果目標を設定すべきではないか。 ※現行の成果指標 3年以内に製品化された件数が50%以上	
⑮ 842	介護事業実態調査事業	236	116	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的として、各介護サービス施設・事業所の経営状況についての調査(介護事業経営概況調査・介護事業経営実態調査)及び介護報酬改定の影響についての調査(介護従事者処遇状況等調査)を実施する。	本事業は、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的として調査を実施しているものであるが、介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価に係る調査内容として適切な調査項目であるか(介護従事者処遇状況等調査)、各々の介護サービス施設・事業所の経営状況について実態が適切に把握される調査項目であるか(介護事業経営実態調査及び介護事業経営概況調査)について検証を行う必要があるため。 また、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「より正確な経営実態等の把握に向けて、各介護サービス事業者に調査への協力を求めることを含め、有効回答率の向上を図り、統計の調査精度を高めていくためのより適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべき」との指摘がなされていることから、より調査精度を高めるべく有効回答率(直近の介護実態経営実態調査の有効回答率は48.3%)を向上させるため、調査方法や調査項目の見直し等、効果的な事業の実施方法を検討する必要がある。	・介護報酬の改定に必要な基礎資料として、介護従事者の処遇の状況や介護サービス施設・事業所の経営状況等の実態把握について適切な調査項目であるか検証する必要がある。 ・より調査精度を高めるべく有効回答率を向上させるため、調査方法の見直し等、効果的な事業の実施方法を検討する必要がある。	
⑯ 338から分割	後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業)	3,943	4,029	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し、広域連合が実施する健康診査事業に要する経費の一部について補助するための事業である。 健康診査事業(補助率1/3) ・生活習慣病の早期発見等により、疾病の重症化等を防ぐために実施する事業 ・歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能低下及び肺炎等の疾病予防につなげるために実施する事業	後期高齢者医療に係る健康診査事業について、アウトカム・アウトプット指標の実績が目標値を下回る状況が続いており、事業の適切な推進を図る観点から、要因分析を行い、事業の内容・手法の改善に向けた検討を行う必要があるため。	・後期高齢者医療に係る健康診査事業の実施による健康増進や医療費適正化といった事業効果を検証するべきではないかと。 ・健康診査事業の実施率向上や成果指標の達成に向けて、要因分析を行い、効果的な方策等を検討するべきではないかと。 ・事業規模が適切かどうか検討するべきではないかと。 ※現行の成果指標 健診結果を活用した保健指導の実施市町村数割合80%以上の広域連合数	
⑰ 350	健康保険組合指導等に必要な経費	196	126	ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの	・加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりの取組状況を分析し、経営者に通知する「健康スコアリングレポート」事業の実施。 また、各保険者がデータヘルス計画の進捗確認・結果報告に使用するデータヘルス・ポータルサイトの運用・保守・改修業務を実施。 ・毎年度開催する健康保険組合及び社会保険診療報酬支払基金の医療保険事業功労者に係る大臣表彰の実施。 ・健康保険組合等への各種通知の印刷・発送。	健康スコアリングレポート事業は、保険者と事業主における健康課題等の共有を促進し、コラボヘルス強化による取組の活性化のきっかけづくりを支援することを目的としているが、平成30年度の事業開始から5年が経過するとともに、データヘルス計画等の保健・医療関係の現行の計画期間が令和5年度で終了し、令和6年度より新たな計画期間に入る中で、投じた国費に見合う政策効果が現れているか、また、より効果的な手段・手法がないか検証する必要があるため。 また、短期アウトカム及び長期アウトカムが、本事業の効果を表す指標として適切なものであるか、検証する必要があるため。 一者応札になる契約があり、競争性が確保できていない部分が見られるため。	・事業開始から5年が経過する中で、長期アウトカムの成果指標が目標値を下回る状況が続いているため、事業効果を検証の上、より効率的、効果的な事業内容及び事業規模の見直しが必要ではないかと。 ・健康スコアリングレポート事業は、健康スコアリングレポートの通知により、保険者と事業主における健康課題等の共有を促進し、コラボヘルス強化による取組の活性化のきっかけづくりを支援することを目的として掲げているが、現行の成果指標が事業の効果を測定できる適切な指標となっているか、検証する必要があるのではないかと。 ※現行の成果指標 ・短期アウトカム:事業主レポートを作成する健康保険組合数 ・長期アウトカム:健康スコアリングレポートの経営者への共有状況	

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等のだまかな記載で差し支えない。(注2)事業番号欄には、令和5年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位を対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のA～カのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの